

## 電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案新旧対照表

○電波法関係審査基準(平成十三年総務省訓令告示第六十七号)

(傍線部分 は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>第2章 免許を要する無線局の一般的審査</p> <p>(無線局の免許及び再免許並びに予備免許)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 基幹放送局の業務を維持するに足りる経理的基礎は、次のア及びイに適合するものであること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 法第6条第2項第4号に規定する事業計画及び事業収支見積りについては、その記載内容が当該地区における諸般の状況等から判断して、客観的に適切な内容のものであり、希望する免許の有効期間において確実にその事業の計画を実施することができるものであること。</p> <p>特に、事業収支見積りにおいて収入が減少傾向にある場合に<u>あつては事業収支見積りの裏付けとなる費用削減方策が、補完中継局を整備する場合にあっては当該整備に要する費用負担が免許の有効期間における確実な事業の計画の実施に支障を来すものではないこと</u>が、<u>具体的、かつ、適切に記載されていること。</u></p> <p>(9)～(11) (略)</p> <p>(14) 法第6条第7項第4号に定める基幹放送局(地上基幹放送に係るものであって、施行規則第6条の4各号に規定するものを除く。)の免許又は再免許の申請について、本条本文ただし書きに規定する「基幹放送をする無線局に割り当てることのできる周波数が不足する場合」</p>	<p>第2章 免許を要する無線局の一般的審査</p> <p>(無線局の免許及び再免許並びに予備免許)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 基幹放送局の業務を維持するに足りる経理的基礎は、次のア及びイに適合するものであること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 法第6条第2項第4号に規定する事業計画及び事業収支見積りについては、その記載内容が当該地区における諸般の状況等から判断して、客観的に適切な内容のものであり、希望する免許の有効期間において<u>確実にその事業の計画を実施することができるものであること。</u></p> <p>特に、事業収支見積りにおいて収入が減少傾向にある場合は、<u>事業収支見積りの裏付けとなる費用削減方策が具体的、かつ、適切に記載されていること。</u></p> <p>(9)～(11) (略)</p> <p>(14) 法第6条第7項第4号に定める基幹放送局(地上基幹放送に係るものであって、施行規則第6条の4各号に規定するものを除く。)の免許又は再免許の申請について、本条本文ただし書きに規定する「基幹放送をする無線局に割り当てることのできる周波数が不足する場合」</p>

<p>に該当する場合には、放送局根本基準第10条の規定に基づき別添6の比較審査基準により比較審査を行う。</p> <p>(15) (略)</p>	<p>に該当する場合には、放送局根本基準第10条の規定に基づき別添6の比較審査基準により比較審査を行う。</p> <p>(15) (略)</p>
<p>別添6 (第3条関係)</p> <p>地上系による基幹放送局に係る比較審査基準</p> <p>第1 テレビジョン放送</p> <p>1～5 (略)</p> <p>第2 ラジオ放送 <u>(超短波放送を行う中継局による放送を除く。)</u></p> <p>1～4 (略)</p> <p>第3 <u>ラジオ放送 (超短波放送を行う中継局による放送に限る。)</u></p> <p><u>免許を受けるべき申請の順位は以下の順とし、同順位となった2以上の申請について更に審査を行う必要があるときは、開設の必要性、周波数利用の効率性、難聴解消世帯数その他の放送の普及及び健全な発達への寄与の程度を総合的に勘案し、最も公共の福祉に適合するものを優先するものとする。</u></p> <p><u>(1) 補完中継局以外の中継局</u></p> <p><u>(2) 補完中継局</u></p>	<p>別添6 (第3条関係)</p> <p>地上系による基幹放送局に係る比較審査基準</p> <p>第1 テレビジョン放送</p> <p>1～5 (略)</p> <p>第2 ラジオ放送</p> <p>1～4 (略)</p>

別紙 1 (第 4 条関係) 無線局の局種別審査基準

第 1 (略)

第 2 地上基幹放送局

1 高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送局 (地上系)

(1) ~ (8) (略)

2 超短波放送局 (地上系)

(1) ~ (4) (略)

(5) 申請局が補完中継局である場合にあっては、(1)から(4)までの基準によるほか、次のとおりとする。

ア 次のいずれかの対策を目的としているものであること (ただし、(エ)については、基幹放送用周波数使用計画第 1 の 5 に規定するその他の補完中継局に限る。)

(ア) 中波放送の放送局の送信設備及び中継回線設備 (以下「送信設備等」という。) が災害発生時に被害を受け、放送の継続が困難となる事態への対策 (以下「災害対策」という。)

(イ) 建築物による遮へいによる電界強度の低下又は電気雑音の影響等の要因による受信障害対策 (以下「都市型難聴対策」という。)

(ウ) 外国波による混信対策 (以下「外国波混信対策」という。)

(エ) 地形的原因で生じる遮へいによる受信障害対策又は地理的原因による受信障害対策 (地形的原因を除いた自然的条件の特殊性が原因となって発生する受信障害の対策をいう。)(以下「地理的・地形的難聴対策」という。)

イ 災害対策を目的とする場合にあっては、次のいずれかに該当するものであること。

(ア) 送信設備等の設置場所が次のいずれかの地域に該当している場合であって、自然災害等により送信設備等に大きな破損、

別紙 1 (第 4 条関係) 無線局の局種別審査基準

第 1 (略)

第 2 地上基幹放送局

1 高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送局 (地上系)

(1) ~ (8) (略)

2 超短波放送局 (地上系)

(1) ~ (4) (略)

障害等が発生し、放送の継続ができなくなる可能性が高いと認められるものであること。

A 都道府県又は市区町村の策定したハザードマップ等による津波等の浸水深予測により、津波等が到達し被害が想定されている地域

B 河川敷内又は水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づき指定された外水氾濫区域（浸水想定区域）であって、洪水による被害が想定されているもの

C 送信設備等が設置された敷地内に活断層があることが判明している地域

D 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）に基づき指定された土砂災害警戒区域又は土砂災害特別警戒区域であって、土砂災害による被害が想定されているもの

E 都道府県又は市区町村が策定した液状化マップ等により、液状化による被害が想定されている地域

F AからEまでに掲げるもののほか、法令又は条例等に基づき都道府県又は市区町村が特定した自然災害により送信設備等が大きな被害を受ける可能性が高い地域（当該都道府県又は市区町村と放送事業者との間の災害放送協定等に当該地域内の送信設備等に係る災害対策の補完中継局等の必要性が盛り込まれている場合に限る。）

(イ) 中波放送の放送対象地域の沿岸の大部分において都道府県又は市区町村の策定したハザードマップ等により大規模な津波等の被害が発生する可能性が高く、災害対策を行う必要があると認められるものであること。

ウ 都市型難聴対策、外国波混信対策又は地理的・地形的難聴対策を目的とする場合にあっては、中波放送の放送区域において、平成23年総務省告示第284号（中波放送を行う基幹放送局の地上波電界強度を定める件）に規定する中波放送を行う基幹放送局の電界強度を満たさない地点又は電気雑音の影響や外国波混信等により中波放送の聴取が困難と判断される地点（平成23年総務省告示第279号（登録検査等事業者等規則第20条及び別表第7号第3の3(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）第3項第3号の表3の項(3)の受信状況の評価が2以下である地点）が、継続的かつ原則として1キロメートル四方のメッシュ単位で一定程度の連続性を持って地域的に存在し、その原因等が具体的に確認できるものであること。

#### エ 空中線電力

空中線電力の選定は、次の基準により行う。

(7) 申請局が使用する周波数が基幹放送用周波数使用計画第4の4に定めるもの場合にあっては、次のいずれにも該当するものであること。

A 申請局の送信設備の設置場所の属する都道府県（中波放送の放送対象地域が関東広域圏の場合にあっては東京都、中京広域圏の場合にあっては愛知県、近畿広域圏の場合にあっては大阪府）を放送対象地域とする超短波放送を行う他の基幹放送事業者（日本放送協会（茨城県を除く。）及び放送大学学園を除く。）の基幹放送局の親局に使用させることのできる空中線電力（当該補完中継局の送信空中線の海拔高が当該親局よりも高くなる

場合は、原則として、当該海拔高が高くなることによる放送区域の拡大効果を減じた空中線電力)の値を超えないものであること。

B 申請局に係る空中線電力は、中波放送の親局の放送区域（中波放送の放送対象地域が関東広域圏の場合にあっては東京都、中京広域圏の場合にあっては愛知県、近畿広域圏の場合にあっては大阪府、二の府県を含む場合（滋賀県・京都府、鳥取県・島根県及び佐賀県・長崎県）にあっては中波放送の親局の放送区域又は申請局の送信設備の設置場所の属する府県の府県庁所在地及びその周辺の地域）のうち難聴が発生している地域又は災害発生時において中波放送の継続が困難となるおそれのある地域における平成23年総務省告示第285号（超短波放送、超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う基幹放送局の地上波電界強度の値を定める件）に規定する電界強度を確保するために必要最小の値であること。

(イ) その他の補完中継局である場合にあっては、原則100W以下とし、中波放送の中継局等の放送区域のうち難聴が発生している地域又は災害発生時において中波放送の継続が困難となるおそれのある地域における平成23年総務省告示第285号に規定する電界強度を確保するために必要最小の値であること。

#### オ 他の無線局等への混信妨害等

(7) 他の無線局等への混信妨害を排除するため、補完中継局の放送区域と放送区域が重なる超短波放送を行う地上基幹放送事業者等との調整に十分配慮していること。

(イ) 有線電気通信設備を用いて行われるテレビジョン放送の受信

に対する障害、受信電波を増幅する機器その他テレビジョン放送の受信設備に係る受信障害及び超短波放送の受信設備に係る受信障害の防止又は解消を図るための措置を適切に実施していること。

(ウ) マルチメディア放送(標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式(平成23年総務省令第87号)第4章第1節に定める放送を行うものに限る。)又は超短波放送を行う基幹放送局を開設しようとする者と相互変調等による超短波放送の受信設備に係る受信障害の防止又は解消を図るための措置を協力して適切に実施していること。

#### 附 則

この訓令は、平成26年●月●日から施行する。